

研究機関名：東北大学

受付番号： 2016-1-719
研究課題名 小児に発生した腸間膜由来 spindle cell lipoma に関する症例報告
実施責任者（所属部局・分野等・職名・氏名）： 医学系研究科 小児外科学分野 教授 仁尾 正記
研究期間 西暦 2016年 3月（倫理委員会承認後）～2018年 3月
対象材料 <input type="checkbox"/> 過去に採取され保存されている人体から取得した試料 <input type="checkbox"/> 病理材料（対象臓器名： ） <input type="checkbox"/> 生検材料（対象臓器名： ） <input type="checkbox"/> 血液材料 <input type="checkbox"/> 遊離細胞 <input type="checkbox"/> その他（ ） ■研究に用いる情報 ■カルテ情報 <input type="checkbox"/> アンケート <input type="checkbox"/> その他（ ） 対象材料の採取期間：西暦 2015年 10月～西暦 2017年 3月 対象材料の詳細情報・数量等： 2015年 11月 3日に Spindle cell tumor に対する手術を施行した 1例
研究の目的、意義 Spindle cell tumor (SCL) は脂肪種の特異型として提唱された良性軟部腫瘍の一種で、脂肪系腫瘍の 1.5%を占めると報告されている。本腫瘍は 45 歳～70 歳の男性における発生が多く、後発部位は後頸部や肩、背部の表層とされている。また、10cm 以上の巨大腫瘍の報告は少ない。小児における発生は極めて稀であり、これまで 3 例（0 歳 14 か月女児・頸部、4 歳男児・トルコ鞍上部、14 歳男児・眼窩）のみが報告されている。加えて、腹腔内発生例（十二指腸壁内 1 例、子宮広間膜 1 例、骨盤底 1 例）も非常に稀で、小腸間膜由来の SCL は報告がない。今回、3 歳女児において小腸間膜由来巨大 SCL の 1 例を経験した。本腫瘍は脂肪肉腫などの鑑別が容易ではなく、脂肪性軟部腫瘍の治療を検討するうえで示唆に富む症例と思われる報告を行う価値がうかがわれた。
実施方法 これまで報告のある Spindle cell tumor の報告を下に、当科で経験した小児腸間膜由来 spindle cell lipoma の現病、画像所見、手術方法、組織所見、術後経過に関して文献的考察を加えて報告を行う。統計学的解析は行わない。
研究計画書及び研究の方法に関する資料の入手・閲覧方法 本研究の計画書及び研究の方法に関する資料の入手（閲覧）を希望する場合は、下記の「本研究に関する問い合わせ・苦情等の窓口」が担当者となります。、他の研究対象者等の個人情報及び知的財産の保護等に支障がない範囲内で、入手・閲覧が可能です。

個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「本研究に関する問い合わせ・苦情等の窓口」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】 <http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入しを情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】 <http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合

本研究に関する問い合わせ・苦情等の窓口

仙台市青葉区星陵町1-1

東北大学大学院小児外科学分野

大久保 龍二

電話 022 - 717 - 7237